第四 目 るおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ず丼等の作業」という。)を行つている場所の下方で、伐倒木、玉車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造四百八十一条 事業者は、造林、伐木、造材又は木寄せの作業((立入禁止) 附 則 編・知 第一編 次 百 第八章の二~第十二章 第一章~ 八章 第八章 編 十二 (削る) 第四 安全基準 第七章 伐木作業等における危険 五百十七条) 編 (略) 除 (略) (略) 改 略 正 後 0) 防 止 (第四 百七十七 第 第 目 (立入禁止) 又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働いる場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、除く。以下この節において「造林等の作業」という。)を行つてよる集材若しくは運材の作業(車両系木材伐出機械による作業を四百八十一条 事業者は、造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅に 兀 附則 第二編 第三編・ うときは 者を立ち入らせてはならない。 第次 第八章 百八 修 第八章の二~第十二章 第 二 節 節 羅 第八章 + 第 よる集 第四編 安全基準 条 第七章 次 節 伐木作業等における危険の 伐木、 0) 十七条) 木馬運材及び雪そり運材 略 材又 措置を講じ 事 業者 (略) 造材等 は (略) は 運 材 改 なければならな 修 作 (第四百七 1羅による集材又は 業 略 正 E おけ 前 る危 十七 防 (第四 止 険 条 百 0 第四 防 八 運 材 + 止 五条 0) 百 作業を行 + 第五 兀 条)

な

百

傍 線 部 分 は 改 É 一部分)

(削る)

第四百八十五条から第五百十七条まで 削除

なわせること。 を行なわせ、木 木材を滑走させている者に対して滑走を停止させるための合図 働者に取り扱わせるときは、 とめ場、うす場その 材の滑走が停止したことを確認させた後に、 他滑路の 当該労働者に 部に おい て停 その 止 上方に した木材を労 な

# 一節 木馬運材及び雪そり運材

### (木馬道)

ところによらなければならない。ただし、インクラインの方式にける木馬道(以下「木馬道」という。)については、次に定める第四百八十五条 事業者は、木馬による運材の作業を行う場合にお

よる木馬の木馬道については、この限りでない。 ては、 び制動用ワイヤーロープを備える木馬道の場合を除き、 番目以後の曲線区間を除く。 区間が十メートル未満の間隔で連続している場合における第二 の一以下)とし、 以下とすること。 縦断こう配は、 単軌木馬その他有効な制動装置を備える木馬の木馬道及 二分の一以下(さん橋の部分につい 曲線半径が五メート )の直前十メートルの区間につい ル未満の曲線区間 7 十分の は三分 (曲線

二 曲線部における横断こう配は、四分の一以下とすること。

分の一に相当する幅を加えた幅以上とすること。 の荷台の幅に三十センチメートルを加えた幅に木馬の長さの五とし、曲線半径が五メートル未満の曲線区間については、木馬三 幅は、木馬の荷台の幅に三十センチメートルを加えた幅以上

い状態に保持すること。 四 路面は、つまづき、踏抜き等により危険を生ずるおそれの 四 路面は、つまづき、踏抜き等により危険を生ずるおそれの

険を生ずるおそれのある箇所については、当該障害物を取り除五 路面の曲線部における外周で岩石、根株等の障害物により危

又は整地すること。

点には、 十メートル未満の区間、 縦断こう配が八分の一以上の区間、 ついて危険が生ずるおそれのある箇所の直前十メー 注意標識 を、 労働者が容易に認識することができるよりの正前十メートルの地 他の道路との交さ点その他木馬の運行 木馬道の見 透し 距離が三

七 するための措置を講ずること。 さん橋は、 盤木に補助盤木を設けること等踏みはずしによる危険を防止 丈夫な構造とし、か つ、 埋込み盤 木を設けること

うに設けること。

単軌木馬の木馬道の場合を除き 曲線半径が五メートル未満の曲線区間の外周及びさん橋には 高さ五センチメー トル以上

の押え木を設けること。

第四百八十六条 させなければならない。

世については、制動用ワイヤロープを備え、これを労働者に使用していては、制動用ワイヤロープを備え、これを労働者に使用していては、制動用ワイヤロープを備え、これを労働者に使用してい 式による木馬その他有効な制動装置を備える木馬の木馬道を除く 八分の 事業者は、木馬道 以上の縦断こう配が十メートル以上にわたる区 (単軌木馬、 インクラインの方

2 制動用ワイヤロープを使用しなければならない。 前項の木馬道において運材の作業に従事する労働者は、 同項の

第四百八十七条 でなければならない。 こう配が三分の 腐食、 以下であるときは直径が六ミリメー 断 線等の欠点がないもので、 前条第 一をこえるときは直径九ミリメート 項の制動用ワイヤロー 木馬道の縦断こう配が三分 トル以上、 プ は ル以上のもの 木馬道の縦断 著しい摩耗

2 い。根株等の固定物で堅固なものに、 事業者は、前項のワイヤロープについては、 確実に取り付けなければならな 立木、 止めくい

(木馬 への積荷)

### (木馬をひく作業)

らない。ただし、第一号については、木馬道の平たんな区間におは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければな第四百八十九条(事業者は、積荷した木馬をひく作業を行なうとき

「肩綱は、木馬をひくときに木馬に巻き込まれるおそれのない木馬と木馬との間隔は、三十メートル以上を保持すること。 単軌木馬及びインクラインの方式による木馬の場合を除き、

さ掛をしないこと。長さとし、かつ、木馬道の縦断こう配が八分の一以上の区間に長さとし、かつ、木馬道の縦断こう配が八分の一以上の区間に

木

わなければならない。 2 前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行な馬を確実に停止した後に行なうこと。

#### (点検)

第四百九十条 事業者は、木馬による運材の作業を行なうときは、第四百九十条 事業者は、木馬による運材の作業を行なうときは、

- を使用するときは、当該制動用ワイヤロープの状態二 第四百八十六条第一項の制動用ワイヤロープを備える木馬道
- 2 事業者は、木馬道のさん橋で、一月以上使用を休止していたも能 制動装置を備える木馬を使用するときは、当該制動装置の機

に橋脚の らかじめ、 食の有無 のを使用 の浮 して木馬による運材の作業を行なおうとするときは、 これらのものの緊結部、 当該さん橋の橋脚、 動 0 有無を点検しなければならない。 はり、 接続部及び取付部の状態並び、けた、控え及び筋かいの腐

3 たときは 事業者は、 直ちに 前二項の点検を行なつた場合に 補修しなければならない おい 7 異 常を認め

### 雪そり道)

第四百九十一条 ラインの方式による雪そりを除く。 事業者は 雪そり (畜力による雪そり 以下同じ。 )による運 及び が材の イン 作

一縦断こう配はについては、次に 業を行なう場合における雪そり 次に定めるところによらなけ 道 ( 以 下 「雪そり道」という。 ればならない。

よること。 は、

雪そりの

構造に応じて、

次に定めるところに

+曲線区間 るときにおける第二番目以後の曲線区間を除く。 四分の一 いては三分の メ 曲 以 下 部 I 線 区 が 路面に接する構造の雪そり (直線区間が二十メー 間 以 下 が二十メー とし 曲線半径が十 トル未満の間隔で連続してい  $\vdash$ 以下とすること。 ル を使用 未満である部分に メー するときは の直前に 未満の

口 分の一 積荷が路面に接しない構造の雪そりを使用するときは、 、ートルの区間については、 以下とすること。 五分の一

五.

を取り除き、 により危険を生ずるおそれのある箇所につ 路面及びその曲線部における外周 又は整地すること。 で 岩 ٧V 石 ては、 根 株等の 当該障害物 障害物

兀 りの走行について危険を生ずるおそれのある箇所の直前二十メ 五十メートル未満の区間、他の道路との交さ点、 縦断こう配が十分の できるように設けること。 の地点には、 注意標識を、 一以上の区間、 労働者が容易に認識すること 雪そり道の見透し距離が 橋その他雪そ

雪そりの過速により危険を生ずるおそれのある部分には、

土:

るための措置を講ずること。、わら、もみがら等を敷くことにより雪そりの速度を低下させ

い。は、有効な制動装置を備えたものでなければ、使用してはならなは、有効な制動装置を備えたものでなければ、使用してはならな第四百九十二条。事業者は、運材の作業に使用する雪そりについて

### (雪そりへの積荷)

二・五倍に相当する高さ以下にしなければならない。り積荷を確実に固定させ、かつ、積荷の高さを雪そりの中央幅のにおいて、雪そりに積荷するときは、かすがい、索等の用具によ第四百九十三条。事業者は、雪そりによる運材の作業を行なう場合

## (雪そりを走行させる作業)

雪そり道の平たんな区間においては、この限りでない。 事項を行なわせなければならない。ただし、第一号については、行させる作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の第四百九十四条 事業者は、雪そり道において積荷した雪そりを走

---一 雪そりと雪そりとの間隔は、五十メートル以上を保持するこ

おそれのあるときは、後続の雪そりを走行させる者に対して停二 雪そりを停止させる場合において、後続の雪そりが追突すると。

わなければならない。

2

前項の作業に従事する労働者は

同項各号に掲げる事項を行な

止のための合図をすみやかに行なうこと。

#### (点検)

ならない。 制動装置を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければ は、その日の作業を開始する前に、雪そり道の状態及び雪そりの 第四百九十五条 事業者は、雪そりによる運材の作業を行なうとき

## 四百九十六条事業者は、(悪天候時の作業禁止)

るときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。 木馬又は雪そりによる運材の作業の実施について危険が予想され第四百九十六条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、

## 第四百九十七条 事業者は、(保護帽の着用)

木馬又は雪そりによる運材の作業を行

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなけれため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければななうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止する

第四百九十八条から第五百十七条まで 削除

ばならない。